

宝塚市介護予防・日常生活支援総合事業見直しにかかるQ&A【第3版】

更新日：令和7年4月15日

No.	種別	区分	内容	回答	受付日
18	介護予防訪問型サービス	運用に関すること	訪問型サービス利用の基準の「専門的な支援が必要」において、認知機能の低下等の具体的な基準はあるのか。	判断基準の目安として、認知症高齢者自立度Ⅱa以上、または障害高齢者自立度A1としています。必ずしも基準に該当するケースは訪問型サービスAもしくは訪問型サービスBを利用できないとするものではなく、あくまで必要性の有無を総合的に判断してください。	3月12日
27	通所型サービスA	指定基準	同一建物内での管理者の兼務は可能でしょうか？	同一事業所内で一体的に運営する場合において、管理上支障がない場合に限り、通所介護・通所型サービス（従前相当）の管理者と通所型サービスAの管理者の兼務が可能です。	4月2日
28	通所型サービス	運用に関すること	要支援2の方で週1回の利用を希望された場合、週1回の報酬となりますが、これは予定ベースなのか実績ベースなのかどちらでしょうか。 例えば、予定では週2回となっていたが、実績では週1回となった場合。 週2回の予定となっていたが、なんらかの理由でお休みされてしまい、月4回しか利用できなかった場合など。	基本的に他の介護保険サービス同様、ケアプランに基づく1週あたりの利用回数（予定ベース）となります。例えば、要支援2でケアプランに週2回利用との方が、本人都合でデイを休まれた結果、当該サービス利用月で週1回の利用（＝月4回）となった場合、報酬請求はケアプランに週2回利用と位置付けられているのであれば、週2回の報酬区分で請求することになります。	4月5日
29	通所型サービスA	報酬・加算	アウトプット加算の算定にあたり、プロセス加算を6ヶ月間算定していることが要件であるが、途中で入院して実績のない月が間に生じた場合は算定可能か。	加算の性質上、6か月以上継続して算定している必要があります。	4月9日
30	基本チェックリストによる事業対象者への移行	運用に関すること	基本チェックリスト実施時に身長を利用者が答えられない場合は、どのようにしたらよいか。	身長は過去の測定値を（デイ利用者は）デイサービス等に確認し、記載して差し支えありません。厳密にわからない場合は本人の申告になりますが、全く分からない場合は「不明」と記載してください。	4月9日
31	基本チェックリストによる事業対象者への移行	運用に関すること	基本チェックリスト運用マニュアル18ページ記載のパターン3の①の件で、計画作成依頼届出書はA市の書式ではなくて、宝塚市の書式という認識でよろしいか。	ご認識の通りです。	4月9日

※第3版は4/1から4/10までに受付分になります。